

安城市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、出資

団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年4月3日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 野場 慶徳

## 1 監査の種類

### 出資団体監査

## 2 監査の対象

### (1) 対象施設

社会福祉法人安城市こども未来事業団が所管する保育園・こども園14園  
(南部保育園、西部保育園、東端保育園、志貴保育園、小川保育園、みのわ保育園、新田保育園、赤松保育園、みその保育園、桜井保育園、安城こども園、さくのこども園、北部こども園及び東栄こども園)

### (2) 所管課

子育て健康部保育課

## 3 監査の期間

令和5年1月6日から令和5年3月20日まで

## 4 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、出資に係る出納その他の事務が関係法令等に則り適正かつ正確に執行されているかについて、社会福祉法人安城市こども未来事業団から提出された諸帳簿及び証拠書類等を抽出により審査するとともに、各園に向いて園関係職員から説明を聴取し、施設の管理状況の現地調査を実施した。

## 6 監査の方針

令和4年12月末日までの、令和4年度分の各園に配分された予算の執行、現金の出納管理、備品の管理保管及び施設の維持管理が良好に行われているかについて監査した。

## 7 監査の結果

監査を実施した範囲において、おおむね適正に処理されていると認められた。